

○ 国営かんがい排水事業実施要領（平成元年 7 月 7 日付け元構改D第 533 号農林水産省構造改善局長通知）

一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（事業の内容） 第 2 事業の実施内容は、次によるものとする。 （１）～（１２）（略） （１３）要綱第 2 の 10 の「豪雨により排水能力不足が顕著となった農業用排水施設」とは、おおむね過去 10 年間に想定を上回る豪雨による農地、農作物及び農業用排水施設に関する被害額が当該地域の農業所得額の 10％を超過した地域にある施設とする。 （削る。） （１４）<u>要綱第 2 の 12 の農道の整備</u>については、以下の場合に限るものとする。 ア～ウ （略） （１５）（略） （削る。）	（事業の内容） 第 2 事業の実施内容は、次によるものとする。 （１）～（１２）（略） （１３）<u>要綱第 2 の 10 の豪雨災害対策は、以下のものとする。</u> ア 要綱第 2 の 10 の「豪雨により排水能力不足が顕著となった農業用排水施設」とは、おおむね過去 10 年間に想定を上回る豪雨による農地、農作物及び農業用排水施設に関する被害額が当該地域の農業所得額の 10％を超過した地域にある施設とする。 イ <u>要綱第 2 の 10 の「豪雨災害を防止」とは、最大で 30 年に 1 回程度までの降雨規模に対応する整備水準の範囲内での対策のことをいう。</u> （１４）<u>要綱第 2 の 11 の農道の整備</u>については、以下の場合に限るものとする。 ア～ウ （略） （１５）（略） （１６）<u>要綱第 2 の 12 に規定する技術高度化事業は、次のアからエまでに定めるものとする。</u> ア <u>要綱第 2 の 12 の（１）の「破損事故等の要因調査」とは、次に掲げる事項をいう。</u> <u>（ア）実地による破損事故の要因調査（必要な仮設・仮復旧を含む。）</u>

(別紙 6)

国営水利システム再編事業（農地集積促進型）

第 1 事業の内容

事業の実施内容は、次によるものとする。

- 1 (略)
- 2 要綱別紙 6 第 2 の 1 の農村振興局長が別に定める基

(イ) 劣化過程等の解明

イ 要綱第 2 の 12 の (2) の「診断技術の適用と評価」
とは、次に掲げる事項をいう。

(ア) 新しい調査手法や他の分野における調査手法を用
いた機能診断

(イ) (ア) の調査手法の有効性等に関する評価（調査
に係る歩掛調査を含む。）

ウ 要綱第 2 の 12 の (3) の「対策工法の適用と評価」
とは、次に掲げる事項をいう。

(ア) 各種条件下での適用実績が少ない対策工法を用い
た保全対策工事

(イ) (ア) の対策工事の有効性等に関する評価（工事
に係る歩掛調査を含む。）

(ウ) 当該対策工事のモニタリング

エ 要綱第 2 の 12 の (4) の「リスク評価の実証調査」
とは、次に掲げる事項をいう。

(ア) 機能保全計画の策定に必要となる施設のリスク評
価

(イ) 評価されたリスクの現地検証

(別紙 6)

国営水利システム再編事業（農地集積促進型）

第 1 事業の内容

事業の実施内容は、次によるものとする。

- 1 (略)
- 2 要綱別紙 6 第 2 の 1 の農村振興局長が別に定める基

準は、地域計画（農業経営基盤強化促進法第 19 条に規定する地域計画をいう。）のうち目標地図（農業経営基盤強化促進法第 19 条第 3 項の地図をいう。以下同じ。）に位置付けられた者であって、次に定める基準のいずれかを満たす経営体であることとする。

なお、目標地図に位置付けられた者には、原子力被災 12 市町村（東日本大震災に伴い発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響により、避難区域や作付制限区域等が設定された福島県田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村をいう。）及び令和 6 年能登半島地震の被災市町（石川県七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町及び能登町に限る。）にあつては、実質化された人・農地プラン（人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年 6 月 26 日付け元経営第 494 号農林水産省経営局長通知）2 の（1）の実質化された人・農地プランをいう。）に位置付けられた中心経営体を含むものとする。

（1）～（4）（略）
（削る。）

（5）（略）

準は次のいずれかを満たすこととする。

（1）～（4）（略）

（5）地域計画（農業経営基盤強化促進法第 19 条第 1 項に規定する地域計画をいう。）のうち目標地図（農業経営基盤強化促進法第 19 条第 3 項の地図をいう。）に位置付けられた者（認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、市町村基本構想水準到達者及び市町村が認める者。）であること。

（6）（略）

3～5 (略)

(別紙 7)

国営流域治水対策事業

第 1 土地改良事業計画書の作成の特例

本事業において、農業水利制御システム、電気設備又はゲート自動化の改修のみを行う地区に係る土地改良事業計画概要書及び土地改良事業計画書の作成については、土地改良事業の計画の概要及び計画作成について（昭和 42 年 11 月 6 日付け 42 農地 C 第 375 号農地局長通知）の規定にかかわらず、別記様式第 6 号及び第 7 号により行うことができるものとする。

第 2 その他

地方農政局長等は、要綱別紙 7 第 4 の規定に基づき、要綱第 2 の 1 に規定する事業（国営流域治水対策事業を除く。）を要綱別紙 7 に基づく事業として実施しようとするときは、関係都道府県、市町村、土地改良区、河川管理者等の意向を確認するとともに、その旨の申出書を農村振興局長に提出するものとする。

なお、地方農政局長等は、必要に応じて土地改良事業変更計画の案を作成し、国営土地改良事業計画変更取扱要領（昭和 40 年 12 月 20 日付け 40 農地 C 第 389 号農林水産事務次官依命通知）等に従い、所要の計画変更手続を取るものとする。

3～5 (略)

(別紙 7)

国営洪水調節機能強化事業

(新設)

地方農政局長等は、要綱別紙 7 第 4 の規定に基づき、要綱第 2 の 1 に規定する事業（国営洪水調節機能強化事業を除く。）を要綱別紙 7 に基づく事業として実施しようとするときは、関係都道府県、市町村、土地改良区、河川管理者等の意向を確認するとともに、その旨の申出書を農村振興局長に提出するものとする。

なお、地方農政局長等は、必要に応じて土地改良事業変更計画の案を作成し、国営土地改良事業計画変更取扱要領（昭和 40 年 12 月 20 日付け 40 農地 C 第 389 号農林水産事務次官依命通知）等に従い、所要の計画変更手続を取るものとする。

(別紙 10)

国営施設機能保全総合対策事業

第 1 施設機能保全検討調査

要綱別紙 10 第 2 に規定する施設機能保全検討調査の実施については、次によるものとする。

1 調査の要件

(1) (略)

(2) 要綱別紙 10 第 2 の 1 の (1) のウにおける「事故の兆候が認められた施設」とは、施設管理者による日常管理等において、施設の損壊につながるおそれがある以下のいずれかの兆候が確認された施設とする。

ア 従前の機能診断の想定よりも健全性の低下が加速していることが認められ、施設の変状、漏水等が確認されたもの

イ 突発事故が発生した土地改良施設と構造、地盤、地質、経過年数等が同様で、変状、漏水等が確認されたもの

ウ 自然的社会的条件の変化等に起因して機能の低下又は喪失が生じることが予見されるもの

(3) (略)

2 調査の実施

(1) ～ (3) (略)

(4) 地方農政局長等は、施設機能保全検討調査のうち、事故の兆候が認められた施設の調査を実施することが適当であると認めるときは、予備調査により当該施設の機能診断を実施し、当該事故が発生した場合の地

(別紙 10)

国営施設機能保全総合対策事業

第 1 施設機能保全検討調査

要綱別紙 10 第 2 に規定する施設機能保全検討調査の実施については、次によるものとする。

1 調査の要件

(1) (略)

(新設)

(2) (略)

2 調査の実施

(1) ～ (3) (略)

(新設)

域の社会及び経済に及ぼす影響も含めて事故防止事業の実施の必要性を確認するものとし、事業実施の必要性が認められる場合には対策工法の検討を実施のうえ、要綱別紙 10 第 2 の 1 の (2) のウの緊急防災等工事計画を策定するものとする。また、併せて、周辺施設の状況について調査を実施することができるものとする。

(5) ～ (8) (略)

3 (略)

第 2 施設機能保全事業

1 事業の要件

要綱別紙 10 第 3 の 4 の (1) のイの農村振興局長が別に定める要件は、総事業費がおおむね 10 億円以上であることとする。

2 (略)

[別記様式第 13 号]

(略)

担い手農地利用集積計画

地区

1. (略)

2. 農地利用集積計画

(1) 農地利用集積・集約化計画

(4) ～ (7) (略)

3 (略)

第 2 施設機能保全事業

1 調査の要件

要綱別紙 10 第 3 の 3 の (1) のイの農村振興局長が別に定める要件は、総事業費がおおむね 10 億円以上であることとする。

2 (略)

[別記様式第 13 号]

(略)

担い手農地利用集積計画

地区

1. (略)

2. 農地利用集積計画

(1) 農地利用集積計画

(単位：ha、%)								
区分	農用地面積 (A)	担い手の利用集積面積 (B) $B=C+D+E$	担い手の所有面積 (C)	担い手の使用収益権面積 (D)	担い手の基幹3作業受託面積 (E)	担い手の集約化面積 (F)	担い手への農地集積率 B/A	担い手への利用集積面積に占める集約化率 F/B
事業実施前(○年度)(a)								
要件達成年度(○年度)(b)								
目標年度(○年度)(c)								
増加率 c/a								
注) ア. (略) イ. 農用地面積は、現況にあっては事業施行時の地区の農用地面積、計画にあっては受益地とする。 (2) ～ (7) (略)								

(単位：ha、%)								
区分	農地面積 (A)	うち担い手への利用集積面積					うち基幹3作業受託による担い手への利用集積面積 (D)	担い手への利用集積面積 $E=B+C+D$
		うち担い手の所有面積 (B)	農業経営基盤強化促進法による貸借権設定	農地第3条による貸借権設定	その他	計(C)		
現況(a)								
目標年度(b)								
増加率 b/a								
注) ア. (略) イ. 農地面積は、現況にあっては事業施行時の地区の農用地面積、計画にあっては受益地とする。 (2) ～ (7) (略)								

附 則

- この通知は、令和7年4月1日から施行する。
- この通知による改正後の別紙6の第1の2の規定は、令和7年4月1日以降に当該事業を実施した場合に適用し、その他の場合については、なお従前の例によることができる。